

【公開用】平成28年 第6回教育委員会（定例会）会議録

※ 秘密会議の決定があった議案審議、及び審議内容によって個人等が特定される恐れがある発言内容は公開していません。

期日：平成28年5月20日（金）

開会：午前10時00分

閉会：午前12時20分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1. 会議日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 第5回（4月定例会）会議録の承認について
- 日程第 3 教育長の報告
- 日程第 4 非公開とする審議事項について
- 日程第 5 議案第35号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（学校薬剤師の解嘱及び委嘱について）
- 日程第 6 議案第36号 上天草市就学指導委員会委員の委嘱について
- 日程第 7 議案第37号 上天草市社会教育委員の委嘱について
- 日程第 8 議案第38号 上天草市文化財保護委員の委嘱について
- 日程第 9 議案第39号 上天草市立図書館協議会委員の委嘱について
- 日程第10 議案第40号 専決処分の報告について（公文書の開示請求に対する開示等の決定について）
- 日程第11 議案第41号 専決処分の報告について（公文書の開示請求に対する開示等の決定について）
- 日程第12 議案第42号 陳情書及び要望書の取扱いについて
- 日程第13 諸報告

2. 出席委員

永野隆一（委員長）、山下勝一（委員）、古川佐奈江（委員）、田中久美子（委員）、藤本敏明（教育長）

3. 欠席委員

なし

4. 議場に出席した者

舛本伸弘（教育部長）、中文近（学務課長）、中田清治（社会教育課長）、福嶋光浩（教育審議員）、松尾伸之（学務課長補佐）、原田和久（社会教育課長補佐）、大石智奈美（学務課係長）

5. 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項
以下のとおり

開会 午前10時00分

○委員長（永野隆一君） おはようございます。定刻になりました。出席の委員さんも定数に達しておりますので、これより平成28年第6回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（永野隆一君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に古川委員、及び松尾学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 第5回（4月定例会）会議録の承認について

○委員長（永野隆一君） 次に日程第2。平成28年第5回定例会の会議録の承認についてを議題といたします。みなさんには会議の案内といっしょに配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

○学務課長補佐（松尾伸之君） 古川委員よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしくお願いします。

○委員長（永野隆一君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第5回の委員会会議録については承認することに異議ございませんか。

〔異議ありません〕という声あり〕

○委員長（永野隆一君） 全員ご異議なしということで承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長の報告

○委員長（永野隆一君） では次に日程第3。教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（藤本敏明君） みなさん方には、日曜日には中学校の体育大会と大変お疲れ様でございました。また、明日明後日は小学校の運動会でございます。よろしく願いいたします。4月から5月に掛けましては、やはり熊本地震の影響で中止や延期など非常に多くございました。なかなか私たちもこういう状況の中で、期日の変更があったり時間の変更があったり先生方も間違ったりすることが多々起こってきました。その中でちょっと動向ですけれども、平成29年度に県の人権教育研究大会が天草で行われることになりました。これは今から12、3年前にアロマで行われたのですけれども、今回は天草地区ということで、天草市の会場で行われます。だいたい県下から3,000人規模でございます。もちろん事務局につきましてはここからも加勢するというところでございます。それから5月の15日を見てください。特別支援教育、これは連絡協議会の間違いでございますので、訂正をお願いします。もう一つはロアッソ熊本火の国盛り上げ隊というのがあるんですけれども、これはロアッソの試合会場に行き、試合が始まる前に、本市の宣伝をするという事業なんですけれども、産山村とかですね、上天草市とか 熊本北区とか、5つの市町村がそういうことをするんですけれども、これがやっぱり震災の為中止になって来年度に行っていきたいという報告でございます。以上でございます。

○委員長（永野隆一君） ありがとうございます。すいません、ちょっと関連ですが、来週の月曜日あるものについてご説明いただけますか。

○学務課長補佐（松尾伸之君） はい。

○委員長（永野隆一君） 月曜ありますよね。

○学務課長補佐（松尾伸之君） 23日ですかね。

- 教育長（藤本敏明君） 資料があります。私も昨日の夕方いただきましたので。
- 委員長（永野隆一君） 特に案内は来ていないですよ。日程表はいただきましたけれども。
- 教育長（藤本敏明君） 色々、会議が4つばかりあるものですから。
- 委員長（永野隆一君） 教育長は終日ですが、私は午前中一時間くらいかと思いますが。
- 教育長（藤本敏明君） 10時から教育委員会連絡協議会があります。
- 委員長（永野隆一君） では資料を後程よろしくお願ひします。

日程第4 非公開とする審議事項について

- 委員長（永野隆一君） では議事進行させていただきます。次に日程第4。非公開とする審議事項についての意見をお伺ひします。議案第40号、議案第41号、及び諸報告の（2）不登校の児童生徒の状況についてと（3）いじめの状況について（9）平成28年度奨学金貸与及び給付決定状況等について、プライバシー保護のために秘密会といたしますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

- 委員長（永野隆一君） では異議なしと認めまして、議案第40号、議案第41号、及び諸報告の（2）不登校の児童生徒の状況について（3）いじめの状況について（9）平成28年度奨学金貸与及び給付決定状況等については秘密会といたします。

日程第5 議案第35号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
（学校薬剤師の解嘱及び委嘱について）

- 委員長（永野隆一君） それでは、日程第5。議案第35号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについてを議題といたします。この議案につて事務局から説明を願ひいたします。
- 学務課長（中文近君） はい。資料の4ページをお願いいたします。議案第35号専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。平成28年度途中における学校薬剤師の解嘱及び委嘱について、上天草市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求め。平成28年5月20日提出、上天草市教育委員会教育長藤本敏明。専決第3号学校薬剤師の解嘱及び委嘱について。学校保健安全法第23条第1項及び同条第2項の規定に基づき、維和小学校の学校薬剤師を次のとおり解嘱及び委嘱するものとする。平成28年5月1日専決、上天草市教育委員会教育長藤本敏明。解嘱する者及び委嘱する者は、記載のとおりでございます。任期は、平成28年5月1日から平成29年3月31日まで。提案理由といたしまして、学校薬剤師の人事異動に伴い解嘱及び委嘱するもので、附属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。人事異動に伴う学校薬剤師の変更であり、緊急を要し委員会の会議に付するいとまがないため、上天草市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定によりこれを報告し、その承認を求めらるるものである。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
- 委員長（永野隆一君） どうもありがとうございました。只今のご説明について何か質疑があればお出しいただきたいと思ひます。
- 委員（山下勝一君） すいません、お尋ねしてよろしいですか。人事異動というのは、結局職場、薬剤師の勤めていらっしゃるところの中での人事異動という意味ですか。
- 学務課長（中文近君） おっしゃる通りでございます。事業所が異動になったということです。

○委員（山下勝一君） わかりました。ありがとうございました。

○委員長（永野隆一君） 他に何かございませんか。では諮り致します。議案第35号は、只今ご審議いたしました通り承認することで異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長（永野隆一君） 異議なしと認めます。よって、本案につきましてはご審議いただきましたとおり、承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第36 上天草市就学指導委員会委員の委嘱について

○委員長（永野隆一君） 続きまして日程第6。議案第36号、上天草市就学指導委員会委員の委嘱について議題といたします。この議案について事務局から説明を求めます。

○学務課長（中文近君） 資料の5ページをお願いいたします。議案第36号上天草市就学指導委員会委員の委嘱について。上天草市就学指導委員会設置条例第3条の規定に基づき、次のとおり委嘱することとする。平成28年5月20日提出、上天草市教育委員会教育長藤本敏明。委員名簿は次のページに記載しているとおりでございます。全部で29名でございます。任期は平成28年6月1日から平成30年5月31日までの2年間となります。提案理由といたしまして、任期満了に伴い委嘱するもので、付属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（永野隆一君） ありがとうございます。只今のご説明についてなにか質疑があればお出しいただきたいと思えます。はいどうぞ。

○委員（田中久美子君） あの、学校の教諭の場合全部、特別支援学級の担任の先生になっておりますけれども、この就学指導委員会という仕事の内容というのをちょっと簡単に教えていただけますか。

○学務課長（中文近君） この委員会に関しては設置条例というものがございます。この職務といたしましては、委員会は上天草市教育委員会の諮問により次に掲げる事項を調査審議する。一つ目には心身障害の種類及び程度に応じた就学指導に関する事項、その他教育委員会が必要と定める事項となっておりますけれども、特別支援学級の新設等について協議していただくということが主な仕事になっております。以上です。

○委員（田中久美子君） ありがとうございます。

○委員長（永野隆一君） 他にございませんか。ほとんど再任の方が多いですね。他にこの案件につきまして何かご質問はありませんか。特にございませんでしたらお諮りいたします。議案第36号は只今ご審議いただきました通り、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長（永野隆一君） 全員異議なしと認めます。よって本案は審議いただきました通り承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第37号 上天草市社会教育委員の委嘱について

○委員長（永野隆一君） 次に日程第7。議案第37号、上天草市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。この議案につきまして事務局から説明を求めます。

○社会教育課長（中田清治君） はい。議案書の7ページをお願いいたします。議案第37号上天草市社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。今回の提案は、平成28年5月31日の任期切れに伴い、上天草市社会教育委員設置条例第2条の規定に基づき、次のとおり委嘱す

るものでございます。委嘱する者につきましては、議案書記載の10名でございます。新規委嘱者は、1番の氏名、中尾幸治。住所、松島町。5番の氏名、志水留美。住所、姫戸町。及び、6番の古谷久美子。住所、龍ヶ岳町。の3名でございます。2番の古川縫子、ほか6名につきましては、再委嘱者でございます。8ページをお願いいたします。任期につきましては、平成28年6月1日から平成30年5月31日までの2年間を委嘱するものでございます。提案理由といたしまして、委員の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○**委員長（永野隆一君）** ただ今ご説明いただきました件につきまして、何か質疑がございましたらお出しいただきたいと思っております。

○**委員（古川佐奈江君）** 新任の方の簡単な経歴を教えてください。

○**社会教育課長（中田清治君）** 1番の中尾幸治さんは、松島中学校の校長でございます。5番の志水留美さんは、ジャパンホームベーカリー講師、社交ダンス、また大正琴などをやっておられます。6番の古谷久美子さんは、市婦人会連絡協議会の会員でございます。

○**委員長（永野隆一君）** 選考には、地域的バランスもとってありますよね。

○**社会教育課長（中田清治君）** はい。

○**委員長（永野隆一君）** 他にありませんでしょうか。

○**委員長（永野隆一君）** それではお諮りいたします。議案第37号は只今ご審議いただきましたとおり承認することにご異議ございませんか。

「（異議ありません）という声あり」

○**委員長（永野隆一君）** 全員ご異議なしと認めます。よって、本案につきましてはご審議いただきましたとおり、承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第38号 上天草市文化財保護委員の委嘱について

○**委員長（永野隆一君）** 次に日程第8。議案第38号、上天草市文化財保護委員の委嘱についてを議題といたします。この議案につきまして事務局から説明を求めます。

○**社会教育課長（中田清治君）** はい。議案書の9ページをお願いいたします。議案第38号上天草市文化財保護委員の委嘱についてご説明いたします。今回の提案は、平成28年5月31日の任期切れに伴い、上天草市文化財保護委員会設置条例第2条及び第3条の規定に基づき、次のとおり委嘱するものでございます。委嘱する者につきましては、議案書記載の14名でございます。新規委嘱者は、9番の氏名、藤本親男。10番の氏名、吉田美豊子。及び、11番の前田伸一。住所は、3名とも姫戸町でございます。1番の山川清英ほか10名につきましては、再委嘱者でございます。10ページをお願いいたします。任期につきましては、平成28年6月1日から平成30年5月31日までの2年間を委嘱するものでございます。提案理由といたしまして、委員の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○**委員長（永野隆一君）** ただ今ご説明いただきました件につきまして、何か質疑がございましたらお出しいただきたいと思っております。

○**委員（山下勝一君）** 新任の方の経歴をご紹介ください

○**社会教育課長（中田清治君）** 3人の経歴につきましては、基本的に文化面及び地域性を考慮して選考しました。姫戸地区の3名の方が辞任されたので、人選については各地域の

団体の代表者から意見等を伺い、人選した次第です。

- 委員長（永野隆一君）** 新規委員の中には、市史編さん委員もいらっしゃいますよね。
- 社会教育課長（中田清治君）** ダブっている方もいらっしゃいますが、基本的には違う委員会としての選考です。
- 委員長（永野隆一君）** 他に質疑はございませんか。
- 委員長（永野隆一君）** それではお諮りいたします。議案第38号は只今ご審議いただきましたとおり承認することにご異議ございませんか。
「（異議ありません）という声あり」
- 委員長（永野隆一君）** 全員ご異議なしと認めます。よって、本案はご審議いただきましたとおり、承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第39号 上天草市立図書館協議会委員の委嘱について

- 委員長（永野隆一君）** 次に日程第9。議案第39号、上天草市立図書館協議会委員の委嘱についてを議題といたします。この議案につきまして事務局から説明を求めます。
- 社会教育課長（中田清治君）** はい。議案書の11ページをお願いいたします。議案第39号上天草市立図書館協議会委員の委嘱についてご説明いたします。今回の提案は、平成28年5月31日の任期切れに伴い、上天草市立図書館条例第23条の規定に基づき、次のとおり委嘱するものでございます。委嘱する者につきましては、議案書記載の10名でございます。新規委嘱者は、3番の氏名、池部純一。住所、大矢野町。4番の氏名、宮本稔。住所、大矢野町。及び、9番の塚田久美子。住所、龍ヶ岳町。の3名でございます。1番の川崎卓ほか6名につきましては、再委嘱者でございます。12ページをお願いいたします。任期につきましては、平成28年6月1日から平成30年5月31日までの2年間を委嘱するものでございます。提案理由といたしまして、委員の任期満了に伴い委嘱するもので、付属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 委員長（永野隆一君）** ただ今ご説明いただきました件につきまして、何か質疑があればお出しいただきたいと思えます。
- 委員（山下勝一君）** 以前もお尋ねしたが、学識経験者については、例えば、市役所などの経験をもって学識経験というのですか。
- 社会教育課長（中田清治君）** はい。上天草市立図書館協議会設置要綱第3条に、協議会は次に掲げるもののうちから教育委員会が任命し、委員をもって組織する。とあり、（1）市内の学校が推薦した学校の代表者、（2）社会教育関係団体の代表者、（3）社会教育委員、（4）公民館運営審議会の委員、（5）学識経験者、（6）その他教育委員会が適当と認めた者とあり、その中から当てはめていったというところでございます。
- 委員（山下勝一君）** 池部さんとありますが、どういうお方でしょうか。
- 社会教育課長（中田清治君）** 税理士であり、利用者の代表として人選しました。
- 委員長（永野隆一君）** 関連ですが、項目にその他とあるが、他のいい方はありませんか。
- 委員（山下勝一君）** 地域代表でいいような感じがしますけどね。
- 社会教育課長（中田清治君）** 学識経験者はふさわしくないので変更したいと思えます。
- 委員（山下勝一君）** 学識経験者はふさわしくないでは無く、根拠があるのかとお聞きしただけで、あとその他の表記が、学識経験者とあまりに格差があるように感じるので、変更できないかということだと思えます。

○**社会教育課長（中田清治君）** 出身母体等の代表者というようなかたちで表現したいと思いをします。

○**委員長（永野隆一君）** それではお諮りいたします。その他のところは修正いただくということで、議案第39号は只今ご審議いただきましたとおり承認することにご異議ございませんか。

「(はい、異議ありません) という声あり」

○**委員長（永野隆一君）** 全員異議なしと認めます。よって、本案はご審議いただきましたとおり、承認することに決定いたしました。

日程第10 議案第40号 専決処分報告について（公文書の開示請求に対する開示等の決定について）

○**委員長（永野隆一君）** それでは日程第10。議案第40号、日程第11。議案41号、諸報告の(2)不登校児童生徒の状況、(3)いじめの状況、(9)平成28年度奨学金貸与及び給付決定状況等については秘密会といたします。それでは日程第10議案第40号専決処分報告についてを議題といたします。報告について事務局から説明を求めます。

※ 秘密会議の決定により審議内容は非公開

日程第12 議案題42号 陳情書及び要望書の取扱いについて

○**委員長（永野隆一君）** それでは日程第12。議案第42号、陳情書及び要望書の取扱いについてを議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。

○**学務課長（中文近君）** はい、資料の24ページをお願いいたします。議案第42号陳情書及び要望書の取り扱いについて、教育委員会に対して次のとおり陳情等があったので、その取り扱いについて審議する。平成28年5月20日提出、上天草市教育委員会教育長藤本敏明。次のページをご覧ください。この陳情書は宛先の部署にそれぞれ提出されています。陳情の内容は、松島中学校に通学している前島地区の生徒5名が、自転車通学をしており、毎日が危険であることからスクールバスの利用をお願いされているものです。提案理由といたしまして、教育委員会に対して別紙のとおり陳情書が提出された件について、生徒のスクールバスの利用については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第18号のその他特に重要な事項に関する事項に該当すると思われるので教育委員会に諮る必要がございます。御審議のほど、よろしくお願い致します。前島地区の中学生の通学の現状をご報告いたします。前島地区の中学生は、5号橋の開通を機に自転車通学となっております。前島地区の前島バス停から松島中学校東側校門までの通学距離は、4.2kmとなっております。以上です。

○**委員長（永野隆一君）** すみません、関連して樋合からの通学はどうなっているか、教えてもらえますか。

○**学務課長（中文近君）** はい、同地区は現在、スクールバスを利用して通学されております。中学生8人が通学されております。以前は自転車通学だったんですが、平成の一桁台、はっきりした年度がわからなかったんですが、その後には今度はバスの通学補助になっています。本年度からスクールバス、これはバスの路線の廃止に伴いまして、今年度からスクールバスで通学されております。

○**委員長（永野隆一君）** ちょっと関連で質問させていただきます。距離にすると4.2kmだから、スクールバス運行管理規則の規則からは当てはまらないということですね。

- 学務課長（中文近君） はい、管理規則で定める中学生の通学距離は、遠距離通学距離は6 km となっておりますので、それには該当しないということになります。
- 委員長（永野隆一君） その他の項目の中で、安全通学という項目が入っているのは入っているんですね。
- 学務課長（中文近君） 利用者の管理規則の第4条の4号に、身体に障害があるなど特別な事情を有する者及び通学の安全を図る上で必要があると運行管理者が認めるもの、という風な規定があります。
- 委員長（永野隆一君） ここの陳情書のその⑤に書いてあるこれはなんですか。特別支援学級の生徒さんだという話を聞いていますが、この方がそうですか。母子家庭というお話ですか。
- 学務課長（中文近君） この陳情書は、そのまま提出されておまして、中身の詳しい説明はございませんが、うちで把握している限りでは、一人特別支援学級の方がいらっしゃいます。
- 教育長（藤本敏明君） これは直接、教育委員会に持ってこられたわけではないんですね。
- 学務課長（中文近君） はい、まず提出は総務課の方に提出がありました。それぞれにということで、向こうでお願いしてこっちに転送されて、伝達されてきましたので、そういう状況です。受け取りの方はですね。この方が直接教育委員会に来て渡されたわけではありません。それともう一つよろしいですか。宛名のところに上天草市教育長ということになっておりますが、この審議を終えた後にその結果の回答をすることになりますが、これは教育委員会ということで回答させていただきますので、よろしく願いいたします。
- 委員（山下勝一君） ちょっと一点お尋ねしていいですか。この陳情書の④のところ、福伸前から熊日販売所までの下り坂は、歩道と車道との間に縁石が無く自転車が車道にはみ出している事故が多発しておりって書いてあるんですけど、これ具体的に事故が多発しているんですか。
- 学務課長（中文近君） はい、学校に確認しましたが、事故は確認しておりません。ただ今年に入りまして、ふくずみ付近で聞いておりますが、その歩道か車道はわかりませんが、草を避けようとして転んでちょっと擦り剥いて怪我したということの報告は受けておりました。そこは早速担当の方が学校に出向いて、安全の注意喚起等をしていただくように、学校側もですね、ここは非常に交通量が多いということで、常日頃から生徒会辺りでも注意喚起を行っているということで、今後も継続していきますとの回答をいただいております。
- 委員長（永野隆一君） 私も松島なんですが、確かに福伸ですか、福伸から新聞配達所まで左側ですよ、狭くて坂になっていて非常に危ない。確か縁石もなくすぐ車道ですよ。最近あそこは観光客が、オルレで足湯のところが終着点なものですから、あそこに来て福伸とか、こちらの前島の方に来ると。観光客が結構通るんですよ。あれ見えていますと非常に危ないですよ。だからこれは通学路だけではなくても、全体的な面からもあそこは何だかのあれは必要だと思いますけど。生徒が最近話しているわけではないですが、地元では危ない危ないと言っています。そして私もこれは、XXXXXXXXXX 皆さんご存知か知りませんが、XXXXXXXXXX という方がおられますけど、この人が取りまとめて他の案件と一緒に大矢野に行かれた時に総務課に預けられたんですかね。それを私は後から聞きまして、それはXXXXXXXXXX ダメですよ。保護者の方の誰かが来まして学務課に実態を話してもらわないと、ちょっと審議のしようが無いですよ、私はXXXXXXXXXX にそう言っているのですが。だから書類だけ回ってきても、これは具体的なお説明を学務課も聞かないとですね、提案のしようが無いというような感じがしまして。こういう書類を出されても、私どももなかなか現場の話なものですから、先生方もいろいろ質問されると思われますが、最終的に判断はどうなっているのか、具体的にはお困りではないかなと正直思

いますけど。これは議長として申し上げますが、いかがですかみなさん、この書類一枚でこれは判断しろと言われても、なかなか難しいんじゃないかと思いますが、いかがですかね。これはひとえに安全性の問題ですからね。具体的な状況の説明が無いと。

○**教育長（藤本敏明君）** これは、後山地区の方も安全性はあったし、上地区から出た方もその安全性はあったし、安全性ですね。なかなか難しいなと思います。

○**委員（田中久美子君）** ただ実際自分たちは歩いたり自転車では通りませんが車で通る時に自転車の存在というのはとても危ないと思うんですよね。だからこの橋を通るっていうのはまた特別な安全性の確保というのは必要かなとは思いますが、渡るのは5号橋だけですよ。

○**学務課長（中文近君）** いいですか。ちょっと類似のところもありまして、龍ヶ岳中学校の樋島から渡る、通学路にある樋島大橋、あそこを通学されています。ご存じだと思いますが片側通行で、境界もないということで、交通量はこっちとは比較にならないでしょうけど、朝方の時間帯は状況としては同じような状況かなと思います。

○**委員（山下勝一君）** 橋は、管轄は国ですか、県ですか。

○**学務課長（中文近君）** はい、その路線の橋によって違いますけれども。

○**委員（山下勝一君）** 5号橋はどこですか。

○**学務課長（中文近君）** 5号橋は県です。

○**委員（山下勝一君）** 県ですか。歩道自体は何年か前に広くされたんじゃないかなと記憶しているんですよね。その幅を広くされたときに、できなかったんですかね、そこにポールを立てるといふか、ガードレールとかをですね。結構5号橋は観光客の方も渡っていらっしゃるんですよね。だから人が結構行くから、あればものすごくいいなと単純に思うだけで、もともとつける必要が無いという県の判断なんですかね。だけど今は1m以上ありますか。

○**委員長（永野隆一君）** 実際あそこを渡る時に、自転車が走行すれば車道ですけども、あそこは自転車を降りてこっちの歩道を押していつているんですよ。

○**学務課長（中文近君）** はい、そこら辺はですね、そこも学校に聞きました。橋を渡る時は降りてという指示はしていないということでございました。指示はしていない、ですから乗って渡る子もいれば、押して渡る子もいると私たちは認識しています。

○**教育長（藤本敏明君）** 自転車で歩道を通る時には押して渡らないといけないんですよ。そうですね。

○**委員（山下勝一君）** ただ実際的に車道を中学生の自転車が走っているんですか。

○**学務課長（中文近君）** 今そこまで確認をしたんですが、はっきりわからなかったんです。

○**委員（山下勝一君）** 多分イメージとしては、歩道を走っているんじゃないかなというイメージでいます。なんかそういうイメージがするんですよね。一般のサイクリングをしている人は下をいきますけど、多分中学生だと、歩道を行っているんじゃないかというイメージで聞いていたんですけど、どうですか。

○**委員長（永野隆一君）** それは交通法違反ですよ。

○**委員（山下勝一君）** ですね、違反ですよ。

○**教育長（藤本敏明君）** 私たちから見ると、あの位の距離だから歩道は押して行くと言うのが大体私たちの今までの感覚ですよ。

○**委員（山下勝一君）** 今おっしゃったように、歩道は押して行くという指導があって然るべきかなと思うんですけど。

○**教育長（藤本敏明君）** そうですよ、そっちの方が大事ですよ。

- 委員（古川佐奈江君） 歩道も2種類あるんですか。2種類というか、歩道だけ、通行可、自転車と両方書いてある時には走っていいんですよね。
- 委員（田中久美子君） 広くてなんか線があつたりしますよね。
- 教育長（藤本敏明君） 通行可の標識が必ずあります。
- 委員（古川佐奈江君） 大矢野のAコープの前の道は両方マークがついていますよね。みんな子供たちは歩道を自転車で走るんですよね。ただ、Aコープとかコスモスとかから出てくる車と接触するのは何件かあって、4月にうちの子もぶつかってきたんです。自転車だけが壊れて、本人は大丈夫だったんですけど、だからそういう点では、そこも道は広いですけど危ないんですよ。
- 委員（山下勝一君） 国道沿いはやっぱり、今おっしゃった広い歩道を走っていても、車が曲がる時にやっぱり危ないですよ。
- 委員（古川佐奈江君） 車も店から出てきて車道の手前では止まるんだけど、その歩道の手前では止まらないものですから。
- 委員（田中久美子君） 龍ヶ岳町の樋島の橋は確か立て看板として、押して行きましょうという風に書いてありますよね。
- 学務課長（中文近君） はい、そうです。
- 教育長（藤本敏明君） そうですね、だから押して行くべきですよ。
- 委員（田中久美子君） ずっと前からそういう風に書いてありますよね。
- 委員（古川佐奈江君） そこは見直す方がいいですよ。ちゃんとどこは押して渡って、どこから乗るとか。
- 教育長（藤本敏明君） その指導は、学校はしていないのかな。
- 学務課長（中文近君） そこはうちの方から安全性に考慮して橋からの坂道ですね、その部分は押して行くということで指導しています。
- 委員（山下勝一君） そうであれば、歩くことなので、危険性というのもどうなのかなって思うんですね。何かイメージとしてはどうも乗って来ているんじゃないかっていうイメージで考えがちなものですから。
- 教育長（藤本敏明君） 五号橋は乗ったら危ないよな。
- 委員（山下勝一君） それだと危ないよねって思ったんですけど、今の指導が歩道を押して行きなさいっていうことであれば、そこまでの危険性というのは感じられないかなと、歩くことだったらですね。
- 委員（古川佐奈江君） あと風速8メートル以上になる事って結構あるんですか。風が強いところなんですか。
- 委員長（永野隆一君） 結構強いですよ。通り風がありますからね。
- 委員（古川佐奈江君） そこには、風速いくつというのは出ているけど、いつもどれくらいですか。
- 教育長（藤本敏明君） 2とか1とかだと思います。
- 委員（古川佐奈江君） 1号橋は10以上になることは結構見るんですけど、5号橋で8というか5以上の大きい数字私見た記憶がありません。あまり通らないものですから。
- 教育長（藤本敏明君） あるときはあるですよ。
- 委員（古川佐奈江君） あるときはあるんでしょうけど、そんな頻繁に強いのかなっていうのもあります。
- 委員（田中久美子君） 台風とかで風速20m、30mとかって。

- 委員（山下勝一君） そうですよ。
- 委員長（永野隆一君） いかがでしょうか。私は議長としてちょっと提案の方があります。文章ですから、もう少し具体的な説明を、これを持って来られた方から、直に学務課がヒアリングしてもらわないと、今回出された内容を学務課を責める訳ではないんですけど、総務課に他のものと出したついでにあそこに出せばこっち回るからと、なんか総務課の人がおっしやったと██████████は弁解するんですけど、そういうことで陳情書を受け取ったという形にはならないと思いますがいかがですかね。やはり陳情される方が、直に担当課に来て、そこは理屈の話じゃないですから、現実の体験をみんなするということは言えないですが、もう少し具体的な材料が無いとなかなか判断しかねるんじゃないですか。
- 委員（山下勝一君） 今回は総務課に持って行かれたというのは、市長と議長にもともと持っていく目的で、市長と議長が書いてあるんじゃないかなと思うんですけどね。この書き方とすれば、市長に持って行って、議長に持って行ったんじゃないかなって思うんだけど。
- 教育長（藤本敏明君） ということは、また文教厚生常任委員会で採択してほしいということでしょうかね。
- 委員（山下勝一君） どうなんですかね。だからそこは区長さんとかの考えがどこにあるのかって思うんですけど。
- 委員長（永野隆一君） 議長あてに行くと、議長あての文章と文教厚生常任委員会で当然諮りますよね。今度の6月議会で文教厚生常任委員会は審議しますよね。
- 教育長（藤本敏明君） 多分ですよ、以前も教育委員会の決定を尊重しますよってなったもので、出されてもまたそういう可能性はあるんでしょうね。
- 委員（山下勝一君） では今、取扱いについて結論をとということですか。
- 委員長（永野隆一君） 私はですね、こちらの方に学務課に話をさせていただく。
- 委員（古川佐奈江君） 閉会后にどういう返答をするか話し合うんですか。
- 教育長（藤本敏明君） 返事を出さないといけないんですよ。
- 教育部長（舛本伸弘君） すいません。いいですか。前回もお話したと思いますが、市長、議会あてですので、それぞれの判断なんです。だからあくまで市長には来ますけど、市長がこの件については委員会の方に案件として回されますので、委員会としての判断、それと全く別なところで議会としての判断、二つの判断になるということで違う判断が出ますので、そこについてはその前後関係ははっきりしなくていいと思いますけど。
- 教育長（藤本敏明君） これは、市長から聞かれる可能性が大ということですね。
- 教育部長（舛本伸弘君） そうですね。当然書類的には回ってくると思います。
- 委員（山下勝一君） まだ今の段階では、市長からそういう旨の連絡は来ていないということですか。
- 教育長（藤本敏明君） 来ているなら出さないといけない。
- 委員（山下勝一君） 出さないといけないということでしょうけど、来てから審議した方がよくないですか。
- 学務課長（中文近君） それは来ています。
- 教育部長（舛本伸弘君） あくまで教育委員会としての判断が必要という部分ですので、市長については私は判断しませんよという経緯でしか来ないと思うんですよ。ここの判断が行政としての判断になるとうことです。だから市長の判断うんぬんでは無く、あくまで行政と議会との判断二つですね。
- 委員（山下勝一君） その旨の連絡が市長から来たという話ですね。

- 委員長（永野隆一君）** だから後は文教厚生常任委員会はどう扱うかですね。ただその権限上の管轄の所管は教育委員会ですから、文教厚生常任委員会に回るのは回るでしょう、議長あてにも行っていますから。
- 委員（山下勝一君）** もう別にじゃあ今ここでまとめた方がいいんですか。
- 学務課長（中文近君）** 議会とは関係なく、教育委員会の判断でこれを採択するかしないか。
- 教育長（藤本敏明君）** 要するに、このことで私たちが話し合いしてできるか、いや、これがわからないのもう少しこの人たち呼んで聞くかの問題ですね。
- 学務課長（中文近君）** 陳情書というのは、だいたいそのパターンです。どの陳情書も文書で出して、具体的な出した本人の説明というのはありません。ですからこういう内容を記載してお願いしますということで提出されているんですね。私も他の部局にいましたけど、いろんな陳情書っていうのは市長あてに来ます。それを管轄する部署にそのまま回ってくるが、どう対応するかということですよ。ですので、本人からの説明等は一切ありません。これが現実です。
- 委員長（永野隆一君）** 中課長がおっしゃることはよくわかりますが、これは安全に関する判断ですから、体験しないとわからないことじゃないですか。文章だけでは。今みなさんがいったように、8mとあるんですが、あそこを通過でどれくらい倒れそうとかももう少し具体的に説明してもらわなければですね。
- 教育長（藤本敏明君）** これを今話し合うか、それとももう少し事情を聴いて話し合うかということですね。
- 教育部長（舛本伸弘君）** この案件についてはですね、一連のスクールバスの取扱いの案件と共通する部分もございますので、前回は委員会が決定された案件とも並行する部分もございますので、その関係からもちよっとご検討いただければと思いますので、よろしく願います。
- 委員（古川佐奈江君）** じゃあやはり会議の中で検討した方がいいということですか。
- 委員（山下勝一君）** よろしいですか。さっきの学校の指導というか、歩行して押して行くように指導されているかどうかという部分とか、非常に大事な部分がはっきりしていないところもあるのかなと思います。よろしければ、これは今日結論を出した方がいいんですか。
- 学務課長（中文近君）** はい、陳情書の回答を20日以内になっています。
- 委員（山下勝一君）** じゃあもう今日出すということですね、わかりました。
- 学務課長（中文近君）** 今の通学の手段についてはもう一回確認してみます。
- 委員（山下勝一君）** そうですね、非常に大事なことかなと思うんですよ。
- 委員（古川佐奈江君）** 私もその通学がどういう方法で指導されたのかというのが一番ですね。それと②番、その風速8m以上になることがどれくらい機会があるのか。③番がさっきのですね。④番の事故が多発しているというのも、事実上どれくらい頻繁に起こっているのかというところが確かにわからないと返答するのも今の時点では難しいかなというのが今の心情です。
- 教育部長（舛本伸弘君）** すいません、いいですか。一応一つの整理として、まず市長については権限がこの件についてはございません。
- 委員長（永野隆一君）** ないんですか。
- 委員（古川佐奈江君）** この件はないということですね。
- 教育部長（舛本伸弘君）** だから市長ができることは例えば、うちの学校施設の土地の購入とか、そういった箱ものとか、それから予算関係で、公立学校の大学とか幼稚園とかそういった部分の権限はあるんですけど。

- 教育部長（舛本伸弘君）** あと職員の人事ですね。そこについては要するにお金の話以外はですね、教育委員会に決定権があるんです、ですのでこういった案件も市長部局から回ってくるということです。あくまで、行政委員会と申しまして、自分のところのある程度一定の権限を持って判断すると。その権限についてはこちらでの権限と義務があるということなので、一応、市長から離れるための教育委員会でございますので、そこはご理解いただければと思います。
- 委員長（永野隆一君）** どうもありがとうございました。
- 委員（古川佐奈江君）** あとですね、今、整合性をと言われたんですけど、その上地区に関しても、後山地区に関しても、教良木のところの松島地区に関しても、現地に行ってどういう状況なのかというのは実際に見てきたので、ここも同じようにと言われるのであればここも実際に本当にどういう状況なのかというのを見てから返答を考えてもいいのではないかと思いますので。
- 教育部長（舛本伸弘君）** そこはもうみなさんで。
- 教育長（藤本敏明君）** 20日以内だから、来月じゃだめですね。
- 教育部長（舛本伸弘君）** 議会のだけ継続審議という言葉があるんですけど、案を一回挙げて一応結論出さないで、次回継続的に協議しますよというやり方なんですけど、私たちにはないんです。
- 委員長（永野隆一君）** これも継続審議できるのでしょうか。
- 教育部長（舛本伸弘君）** 理由を付けてお返すする方法はあるのかなと思いますけど。
- 委員（古川佐奈江君）** ちょっと今日答えを出すのは難しい気がします。
- 委員（田中久美子君）** 後山地区と上地区の場合は場所が全く分からなかったもので、それは行ってみなければいけなかったなと思うんですけど。ちょっとそれと事情は違うかなと思いますけど。
- 委員（山下勝一君）** 文章で出されているんですけど、先ほどご説明あったように、多発という言葉一つとってもですね、一件しか把握できていなくて、多発しているというような言葉を使うというのは、やはりいかがなものかなと。そして委員長もおっしゃったけれども、区長さんと保護者名で書いているものを、他の方が総務課に持って行かれているのも、文章の出し方にも、少し疑問点が私も感じる場所があります。この文書自体をさっき見ている、古川委員もおっしゃったように確認して、きちっとした内容で審議をしないといけないのかなと思うんですけど。
- 学務課長（中文近君）** 先に諸報告（6）からでよろしいですか。
- 委員長（永野隆一君）** はい、報告をお願いします。

日程第13 諸報告

- 委員長（永野隆一君）** 次に日程第13。諸報告（6）後援等名義使用承認の報告についてお願いします。
- 社会教育課長（中田清治君）** はい。議案書の31ページをお願いいたします。上天草市教育委員会後援等名義使用承認の報告につきまして、ご説明いたします。行事名、かぞくディスコパーティー/コードモアートAMAフェス。日時、平成28年5月1日（日）11:00から松島町前島のリゾラテラス天草で開催予定でしたが、熊本地震の影響により主催者側から延期したい旨の連絡がございました。主催者は、かぞくディスコパーティー/コードモアートAMAフェス実行委員会、参加予定者及び参加料等につきましては、記載のとおりでございます。なお、延期につきましては、いつまでとの連絡はきておりません。以上です。

- 委員長（永野隆一君）** 諸報告（7）熊本地震の対応等についてお願いします。
- 学務課長（中文近君）** 諸報告（7）熊本地震の対応等についてご報告いたします。資料はございません。熊本地震による被害を受けていた施設は5月6日現在で、小学校6校、中学校6校合計12校が被害を受けております。この中で、特に被害を受けていると思われる、中南小学校の校舎、体育館、それから阿村小学校の校舎につきましては、応急危険度判定を依頼しました。4月29日に文科省の技術担当者と名古屋大学の専門官による点検を受けました。その結果、構造体には影響はないが、部分的に対策、補修が必要との助言を頂いております。現在、地震の被害に伴う修繕等の対応について準備しているところでございます。専決処分する補正予算に予算を要求しているところです。要求額は学務課の分で、阿村小学校校舎、中南小学校校舎、今津小学校ブロック塀この3件の修繕費として合計2,921千円を要求しているところでございます。社会教育課の分は、中田課長より報告します。
- 社会教育課長（中田清治君）** それでは、熊本地震による社会教育課の施設の被害状況を報告いたします。被害を受けた施設の4件分の修繕費を専決処分に計上し、早急に修繕をおこないます。1件は、龍ヶ岳体育館の照明灯の落下に伴う、2基の照明機材と4箇所の昇降装置の修繕を行います。2件目は、大道体育館の外壁材剥離と雨漏り修繕でございます。3件目が、松島総合運動公園アロマの野球場横の給水ポンプの修繕を行います。4件目は、姫戸運動広場のソフトボール用バックネットの基礎ブロックの破損の修繕を行います。予算の総額は、4件の合計で3,134千円を計上しています。なお、牟田体育館につきましては、老朽化と今回の地震で、雨漏り、外壁に多数の亀裂がありましたので、体育館の使用を現在禁止しております。今後につきましては、体育館全体の耐震診断を行い、その結果を受けた後、対応等についても皆様にご報告させて頂きたいと思っております。
- 委員長（永野隆一君）** はい、どうもありがとうございました。
- 学務課長（中文近君）** 引き続きよろしいですか。
- 委員長（永野隆一君）** はい、どうぞ。
- 学務課長（中文近君）** 次に、避難者への支援でございます。別冊資料1ページをお願いします。被災児童の受入れでは、現在、本市管内の小学校5校にご覧のとおり合計11人の児童を受け入れていただいております。この他に市では、被災者支援として市営住宅及び教職員住宅を提供しているところでございますが、教職員住宅は提供可能が8棟ございますけれども、これに対して現在6棟に入居されております。以上で報告を終わります。
- 委員長（永野隆一君）** はい、ありがとうございました。
- 委員（田中久美子君）** 被災児童の方はもう全員元の学校に帰られているんですね。
- 学務課長（中文近君）** はい、全部帰られています。
- 委員（山下勝一君）** すいません、よろしいですか。
- 委員長（永野隆一君）** はい、どうぞ。
- 委員（山下勝一君）** 6棟に入居されている方は熊本市とか、やはり向こうの方から来られている方ということですか。
- 学務課長（中文近君）** はい、そうです。
- 委員長（永野隆一君）** 他によろしいですか。では福嶋先生報告事項、スケジュールが残っています。
- 教育審議員（福嶋光浩君）** はい、諸報告（1）6月の行事予定です。26ページをご覧ください。主なものだけ確認させていただきます。次から2ページに跨って大きくしたいと思います。市内校長会議が木曜日にあります。

- 委員長（永野隆一君） 何日ですか。
- 委員（山下勝一君） 16日。
- 教育審議員（福嶋光浩君） 16日ですかね。すみません。それと21日が教育委員会議、ここで10時からになります。22日がですね、早速ですけども、経営訪問を阿村小学校で行います。後程また学校訪問についてはお知らせいたします。それと27日です、総合訪問ですね。中北小学校になっています。後程また日程辺りをお知らせいたします。以上です。
- 教育長（藤本敏明君） 学校訪問は。
- 教育審議員（福嶋光浩君） （5）学校訪問もよろしいですか。それでは資料30ページ。（4）教職員の勤務時間管理については29ページですね。4月3名ということで、昨年より比べればだいぶ少なくなっております。それでは30ページをお願いします。この前ですね、学校訪問の中身につきましてはお知らせいたしましたけれども、日程の方が決まりましたのでご確認をお願いいたしたいと思います。まず総合訪問です。今年度は4校、中北小、姫戸中、教良木小、維和中学校ということで、総合訪問につきましては教育委員さん方全員参加をまたお願いできればという風に思います。つづいて経営訪問の方が今年度10校あります。この後ですね、もしよろしければ一校につき2名の参加に今までなっておりますので、決めていただければと思います。決まった時点で学校の方にもお知らせしていきたいと思っております。今年度も併せて14校ですね、学校訪問の日にちが近づいているところもごございますけど、どうぞよろしく願いいたします。以上です。
- 委員長（永野隆一君） はい、今ご報告いただきましたけど、学校訪問については日程が書いてありますが、委員さんの参加をここで決めますか。いかがですか。
- 委員（古川佐奈江君） 閉会後に。
- 委員長（永野隆一君） 閉会後にやりましょうか。ではこれで報告事項は。
- 学務課長（中文近君） もう一点あります。補正予算ですね。
- 委員（山下勝一君） 補正予算の（8）です。
- 委員長（永野隆一君） （8）ですか。補正予算の概要につきましてではよかったですかね。
- 学務課長（中文近君） 資料の32ページをお願いします。諸報告（8）平成28年度6月補正予算の概要についてご説明いたします。市全体の一般会計の補正額は、歳入歳出それぞれ28,523千円を減額し、総額を歳入歳出予算の総額をそれぞれ17,526,226千円として今回の6月議会に提出される予定です。学務課では、龍ヶ岳小学校の軒樋災害復旧事業費として工事費3,434千円を要求しています。これは、本年1月24日の大雪の影響で26日に、龍ヶ岳小学校の軒と樋に被害を受けたものを、現状復旧するための工事費でございます。なお、工事はすでに発注準備をしております、梅雨時期前までに完成させるようにしたいと考えております。以上で報告を終わります。
- 委員長（永野隆一君） はい、ありがとうございました。報告は終わったんですよ。
- 委員（山下勝一君） はい、終わりました。
- 委員長（永野隆一君） これで報告事項は終わりました。要望書の扱いはどうしましょうか。
- 委員（山下勝一君） 一応今から、調べてこられたようなので。
- 教育審議員（福嶋光浩君） はい、今ちょっと松島中学校の教頭に現状確認をしてきましたので、ご報告いたします。中学校の方は子供たちには安全に乗るような指導をされて、状況はですね、子供たちはやはり風が強い時とかは必ず押して来ているようです。風が無い時は乗って来ているということです。
- 教育長（藤本敏明君） どこをですか。

- 教育審議員（福嶋光浩君）** 歩道をです。道路改正法に伴って、基本的に自転車は車道を走るといふようになっておりますので、そこを早急にまた学校でも検討していただいて、歩道に乗っていいというような指導はできないというところですね、見直してくださいというように今お伝えしてきましたので、早急に話し合うというようなことでした。ですから基本的には、道路改正があつてから自転車は車道という風に決まったらば、学校が歩道に乗ってもいいよというような指導は一切できない、つまりできるのは何かというと、歩道は押していなさいという指導しかできませんよというところ、すぐ校長に伝えて判断しますというところでした。子供もですね、1年生が一人いるそうです。やはり慣れていないということで、その子だけは晴れの日も押して来ているそうです。慣れた2年生、3年生の子は、晴れた日は乗っては来てるけどというところでした。以上です。
- 委員（古川佐奈江君）** ついでに、1年生から3年生までの人数を教えてください。
- 教育審議員（福嶋光浩君）** 1年生が一人ということでした。あと2年生3年生についてはわかりません。
- 委員（田中久美子君）** では2、3年生が併せて4人ですね。
- 教育長（藤本敏明君）** 中課長。内訳は何年生が何人だろうか。4人の内訳。1年生は一人。3年生は。
- 学務課長（中文近君）** 1年生が三人。
- 委員（古川佐奈江君）** 5人の中に支援クラスの子が含まれているんですか。では橋を渡っているのは4人。1人は送迎しているんですね。
- 委員（山下勝一君）** 車で送迎しているっていうのが⑤番の人がそういう意味ですよ。
- 教育長（藤本敏明君）** その子は何年生。1年生。
- 委員（古川佐奈江君）** 5人中1人が送迎していて、この送迎している子が1年生じゃないですよ。1年生は自転車漕いでいるからですね。するとその子が支援クラス。
- 教育長（藤本敏明君）** その子が、その子の親が出してきたらみなさん方もなるほどなるほどってなっていくんですけどね。
- 委員（古川佐奈江君）** 別々に出された方が。
- 委員（田中久美子君）** この中の方のどなたか多分、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXその方なんでしょうね。
- 委員（山下勝一君）** そうですね。
- 委員（田中久美子君）** だからスクールバスがあれば、スクールバスで通えるということですよ。
- 委員（山下勝一君）** ただですね、⑤番は車で送迎している母子家庭があるっていう表現が、これは意味があるのか。
- 教育長（藤本敏明君）** 委員長が言われたからここが特別支援の子ではないかと。
- 委員（山下勝一君）** だから支援の子がいるということを書かれるべきで、車で通学している母子家庭ということだけなので。
- 委員（古川佐奈江君）** そこが個人的な事情によりと書いてあるのかっていう。
- 委員（田中久美子君）** だからお母さんが一人で、仕事に出なければいけないのに、送迎することによって。
- 委員（山下勝一君）** なるほど、事情というのがそういうことですね。
- 教育長（藤本敏明君）** 母子家庭のところなんかほかに事情があると。
- 委員長（永野隆一君）** 事情によりっていうのはそういうことですね。

- 教育長（藤本敏明君）** 特別支援学級の子供であるということが書けなかったんでしょうね。
- 委員（古川佐奈江君）** ただそれは今のところ想像にすぎないので、そこを確かなものとしてしないと、やはり審議が難しいですね。
- 教育長（藤本敏明君）** 特別支援学級の生徒だとわかっていますので。そこが母子家庭というのもわかっていますので。
- 委員（山下勝一君）** わかりました。母子家庭をこの文面から見ると強調したいと見えたものですから。
- 委員（古川佐奈江君）** 送迎している家庭があります、でいいんですね。
- 委員（田中久美子君）** 私は、強調しているのはその分お母さんが仕事ができないので、スクールバスがあれば8時間仕事ができるのだけれど、送迎があるために、例えばパートも5時間しかできないとか、そういうことかなと思ったんです。送迎が無ければ例えば8時間仕事がお母さんもできるし、母子家庭だからしなくちゃいけないけれども。
- 教育長（藤本敏明君）** 調べましたら、お爺さんが送迎しているみたいですね。
- 委員（古川佐奈江君）** そうなんですね。やはりここはきちんと見直さないと中身が見えないですね。
- 委員（山下勝一君）** だからこの文面だと今言ったように、私たちは何もわからないから母子家庭というのを強調しているとして私は受け取ってしまったのです。
- 委員（田中久美子君）** だから私、今みたいに思ったわけです。だから仕事ができないと。
- 教育長（藤本敏明君）** これはまた別の問題ですよ。
- 委員（山下勝一君）** 母子家庭もいっぱいいらっしゃる訳ですからね。
- 教育長（藤本敏明君）** 書き方はあれですけど、この子は特別な事情があるということを出されたんですけども、この陳情書は全員を載せてほしいということですからね。またちょっと意味合いが変わってくるんですね。
- 委員（田中久美子君）** だから特別支援学級にいる子供で、自転車では通学させられないという子供がいて、車で送迎されているということを書いてもらった方がわかりやすいんですけどね。
- 教育長（藤本敏明君）** こっちは良い、こっちはダメですとなった時に、またおかしくなるので、議論する観点がいくつも出てきたときに私たちも判断が難しいですね。
- 学務係長（大石智奈美君）** 学年をチェックして、学年の人数を再確認しております。
- 教育部長（舛本伸弘君）** それともう一つが、例の上天草警察署への問い合わせの答えが今日出るのかですね。
- 委員（田中久美子君）** ただ警察署までいかないで自分で転んで、擦りむいて終わったようなのがあったのかもしれないですね。
- 教育長（藤本敏明君）** だいたい学校が把握して届け出る。
- 委員（古川佐奈江君）** 学校が届け出るんですか。
- 教育長（藤本敏明君）** 学校ではわかります。私たちの事故なんかもですね、ただそれを事故報告として、怪我した時に出すか、または学校に出すかというのはありますけど、学校はそこで把握した程度によって教育委員会に必ず報告します。程度によってはしない場合もあります。
- 委員（田中久美子君）** 転んで終わりだった時にはですね。
- 学務課長（中文近君）** すみません、さっきの人数ですけれども、3年生が2人、そして1年生が3人です。
- 委員（山下勝一君）** 2年生はいないんですか。

- 学務課長（中文近君） 2年生は0です。
- 教育長（藤本敏明君） 5人ということですね。
- 委員（古川佐奈江君） 特別支援クラスの子供さんは。
- 学務課長（中文近君） お爺さんが送迎してらっしゃって、1年生ですね。ですから、3名の内の1人です。
- 教育審議員（福嶋光浩君） 保護者は4名になります。
- 委員（山下勝一君） 1人の子は押しているけれども、もう1人の1年生は乗っているって話ですね。
- 委員（田中久美子君） そうですね。
- 委員（古川佐奈江君） 3年生2人が乗っているんですね。
- 委員（山下勝一君） 1年生は1人が押しているの、1人が車で、1人は乗っているってことですね。
- 委員（田中久美子君） 1人乗って、1人押して、1人車ですね。
- 教育長（藤本敏明君） 事故はわかったんですか。
- 学務課長補佐（松尾伸之君） はい、まず風速8m以上ということで、県、維持管理課の防災班の方に確認いたしました。5号橋につきましては、8mと言いましたけど、15m以上しかカウントしていないということで、15m以上に関しまして、27年度は6回です。それ以下の風速に関しましても10回以上は吹いてはいないだろうという担当の方からでした。
- 委員（田中久美子君） でも8mと15mだとだいぶ違いますよね。
- 委員（山下勝一君） そうですね。
- 教育長（藤本敏明君） これは台風の時ですね。
- 委員（古川佐奈江君） 6回ってことは台風の時かな。
- 委員（田中久美子君） 8mというのは15mの半分だからそれと比べては。
- 学務課長補佐（松尾伸之君） それと上天草市の警察署に事故関係の状況について確認いたしました。27年度中の自転車、バイク等の事故に関しましては、1件、産交バス停付近で1件でトータル2件ということです。以上です。
- 教育長（藤本敏明君） 子供ですか。
- 学務課長補佐（松尾伸之君） いえ、自転車に関してです。
- 教育長（藤本敏明君） 自転車に関してというと大人。
- 教育審議員（福嶋光浩君） 小中学校から事故があったら必ず事故報告が上がりますので、昨年度も、その前も一回も上がって来ておりません。
- 委員（山下勝一君） だけどその下り坂のところとは、中学生ってことですか。
- 委員（古川佐奈江君） いえ、自転車というだけみたいです。
- 委員（山下勝一君） 自転車というだけですか。
- 委員（古川佐奈江君） 中学生かどうかはわからない。
- 学務課長補佐（松尾伸之君） 警察署の方には名前とか年齢の方は公開していただいております。交通事故が2件上がっているということです。
- 教育長（藤本敏明君） 警察からそういうのは来ていますか。
- 教育審議員（福嶋光浩君） いえ、一切ありません。
- 教育長（藤本敏明君） では、中学生ではないですね。
- 委員（古川佐奈江君） 中学校からの報告は無かったんですね。
- 教育審議員（福嶋光浩君） 小中学校からは一切ありませんでした。

- 委員長（永野隆一君） では一般の人ということですね、この事故は。
- 教育審議員（福嶋光浩君） 事故があったら必ず連絡がありますので。
- 学務課長（中文近君） ということは、その多発というのがですね。
- 委員（古川佐奈江君） 信ぴょう性が無いということですね。
- 委員（田中久美子君） 中学生じゃなくても、事故があるということはあるけど、多発まではいかないですね。
- 委員（古川佐奈江君） 危ないという認識が広まっているってことですかね。
- 教育長（藤本敏明君） やはり私たちとしては学校には、通行に関してのお願いというか、指導をしないといけないですね。それは感じています。
- 委員長（永野隆一君） あとですね、風速8mって、私が[]から又聞きして聞いた話ですが、[]が実際測定したんだという話を聞きましたけどね。
- 教育長（藤本敏明君） その風速15mで6回ですので、8mで測定されて何回ですか。
- 委員長（永野隆一君） 何回じゃなくてですね、8mだと女の子には自転車がなかなか難しいというのを測定しましたということでした。
- 教育審議員（福嶋光浩君） やはり歩道は押して行くという指導を徹底すればですね。ただ台風の時とかは、学校が休校になる可能性が多いと思います。
- 委員（田中久美子君） 橋の上というのは普通の道路よりすごく風が来るんですよ、押していても。ただ、支えきれずに横倒しそうになりますというのは、押している話かなって私は読みながら思いました。
- 委員（古川佐奈江君） 確かにトラックの風は怖いでしょうけどね。
- 委員（田中久美子君） 風雨の 때가危なくてというのは乗っているんじゃないかって、押しても倒れそうになりますって意味だと思ったんですけどね。
- 委員（古川佐奈江君） でもどうでしょうか。実質みんな乗っているんですよ。
- 委員（山下勝一君） いや、でも風がつよいから多分押しているんですよ。
- 委員（古川佐奈江君） 風のことを書いているのは②番なので。
- 委員（山下勝一君） 子供たちも、その辺のリスクはきちんとわかっていると思います。
- 教育長（藤本敏明君） わかりますよね。これはダメだという時は押して行きますよね。
- 委員長（永野隆一君） みなさんのお尋ねの情報は出てきましたけれども、いかがですかご審議は。
- 教育長（藤本敏明君） これはやはり、ここだけのものではなくて、前のこと、それから今後のこと、みんな引っ張っていきますよね。難しいですね。
- 委員（山下勝一君） 現状としては歩道をしっかり押して通学することをまず学校としてきちっと指導していただいて、そして例えばリスク的なものが他にはないのかというのは常に学校側としては、通学される子供さんたちから情報を収集されながら、その辺をやっていただくことで、今はいいのかなという風には思います。特段今この文面を見て、現実的な問題としては、やはり乗っていることが私はものすごく危ないなと実は思ったので、歩道を押しているのではなくて、乗っているんだというので、ここは危ないと思ったんですけど、押してしっかり行くのであれば、そこは学校で指導いただければ4.2kmですから、距離的にも6kmからするとかなり短いので、私は今の現状でよろしいのではないかなと思います。
- 教育長（藤本敏明君） そうですね、私もそう思います。全く一緒です。ただし、市の方からきちっと学校に対して指導するということです。
- 委員（山下勝一君） そこはしてほしいと思います。

- 委員長（永野隆一君） ただちょっとですよ、⑤番の特別支援学級とはどういう内容なんですか。
- 教育長（藤本敏明君） ここはまたこのことと別にしてやはり考えていかないと、これとまた別ですもんね。
- 委員長（永野隆一君） いやいや、それは今のとは別ですよ。これ同じ陳情書に入っているじゃないですか。
- 教育長（藤本敏明君） この方は、規則の中の特別な事情がある方の方に掛かってくるので、それはまたそれですすね、そこが文章では見えないんですね。
- 委員（田中久美子君） 個人的にお願いしますということ。
- 教育長（藤本敏明君） また出していただくと、それはみなさん考えられるんじゃないですかね。
- 委員（山下勝一君） それはもう個人で出していただいて、検討させていただければ、当然今おっしゃっている特別支援学級の方なので、きちっとした対応、議論がまたできると思います。今おっしゃるように、この方はこの方なりに個人でお出しいただいて、私もその方がいいと思います。
- 委員長（永野隆一君） みなさんいかがですか。そういうことでよろしいですか。
- 教育長（藤本敏明君） 今、委員長から聞いたので、この子が特別支援の子供さんとわかったんですけど、それがこの文章からはちょっとわからないですもんね。
- 委員（山下勝一君） この方は本当にきちっとした理由がありますよね。
- 教育長（藤本敏明君） ありますよね。みんなそう思っていますよ。
- 委員長（永野隆一君） ではこの要望書に出ています、⑤番目の項目については、また別途要望書を多少具体的に出していただくということで、他の4名の方については学校指導をはっきりしていただくということで、安全性は非常に重要でございますので、そういうことで安全指導を徹底していただくということで、現状の自転車通学ということで続行するというところでよろしいでしょうか。
- 〔「異議ありません」という声あり〕
- 委員長（永野隆一君） よろしいですか。
- 学務課長（中文近君） 一応回答につきましては、その安全性という観点でありますので、それについて回答を作って出します。今おっしゃった⑤番についてはその回答書に入れていいんですかね。⑤番については安全とはちょっと違うので、具体的に個別に要望書を出していただきたいと言うのも変ですけど。
- 教育部長（舩本伸弘君） ⑤番については協議にしたがって詳細が不明ということで、詳細については得段の事情がございますので。
- 教育長（藤本敏明君） それは書けるでしょう。
- 学務課長（中文近君） それは大丈夫でしょう。
- 委員長（永野隆一君） 何ですか、もう少しはっきりと。
- 教育部長（舩本伸弘君） 今お話の中では障害のある事はわかったんですけど、陳情書の中では読めませんので、この⑤番については協議したけれども内容については不明というところで、詳細な説明をいただければということで、そういった趣旨の文面を書いたらどうかなと思いますが、それで良いでしょうか。
- 委員長（永野隆一君） ⑤番目の項目については具体的に別途要望書を出してくれというか。
- 教育長（藤本敏明君） 要望書を出してくれということは言えないですよ。

- 教育部長（舛本伸弘君）** 特に個人情報のことだからですね。
- 委員（古川佐奈江君）** ①番から④番までは学校の方で安全な、登下校について指導していた
 だくということで、⑤番に関しては、この事情によりという一文だけでは、特別な事情による
 というのに当てはまるかどうかというのが、この一文ではわからない、判断できないというこ
 ころでの返事でいいということですよ。
- 教育部長（舛本伸弘君）** この中に特段という言葉がございますので、特段という意味合い
 をもう少しですね。
- 委員（田中久美子君）** これなら、また出していただければということで。
- 委員長（永野隆一君）** これはまた再度説明を求めますというような感じで書きますか。
- 学務課長（中文近君）** 回答と一緒にですね。
- 委員（古川佐奈江君）** 詳細が不明なので回答できません。ではダメですか。
- 委員（田中久美子君）** 個人的に出していただければ検討しますとか。
- 委員（古川佐奈江君）** 出してくださいとは言えないということで。
- 委員（田中久美子君）** 下さいではなくて、出されれば検討しますと、出してくださいではな
 くてですね。
- 委員（古川佐奈江君）** 出されるんではないでしょうかね、そんな風を書いたら。
- 委員長（永野隆一君）** でもこれは聞かなくてもわかるわけですよ。どういう特別支援学級
 の内容かということは保護者に聞かなくても。当然学校ではわかっているわけですよ。
- 教育長（藤本敏明君）** 学校でわかっていますが、あくまでもこれは乗せてくださいというそ
 の要望が無いと私たちが審議して、乗せましょうという判断はできないですよ。
- 委員（山下勝一君）** 5人から修正していただければいい話です。
- 委員（田中久美子君）** してくださいではなくて、していただければ個別に審査ということで。
- 教育長（藤本敏明君）** またここで、今度は特別な事情ということで話し合いをしてですね。
- 委員（田中久美子君）** 個別にまた審議しますというので。この人に関してはバツではないで
 すよっていうことをですね。
- 教育部長（舛本伸弘君）** 母子家庭だからということになりますので。
- 委員（古川佐奈江君）** みんな母子家庭は乗せないといけなくなってしまふ。
- 委員（田中久美子君）** これだけ見ると母子家庭だから乗せてくださいとしか見えない。配慮
 をお願いしますというように見えてしまいます。
- 委員（古川佐奈江君）** 実質はお爺ちゃんが送迎しているっていうことであればですね。
- 学務課長（中文近君）** そしたらですね、回答の案を作りまして、みなさんにお知らせしたい
 と思います。
 [「一任します」という声あり]
- 学務課長（中文近君）** では一任させていただきます。
- 委員長（永野隆一君）** それでは、どうもありがとうございました。以上で予定された案件は
 全て終了しました。これをもって平成28年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。大
 変お疲れ様でした。

閉会 午前12時20分